三　前二条の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四　租税特別措置法第四十二条の十二の規定

第十七条の三の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の二　福島復興再生特別措置法第十七条の規定により同条に規定する避難解除区域（以下この項において「避難解除区域」という。）に係る同法第四条第四号イからニまでに掲げる指示が解除された日から同日以後二年を経過する日までの間に福島県知事の確認を受けた法人が、当該確認を受けた日から同日以後五年を経過する日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）の適用期間内において、当該避難解除区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等（避難対象区域（同法第十七条に規定する指示の対象となった区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する事業所に勤務していた者又は避難対象区域内に居住していた者として政令で定める者をいう。）に対して給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）を支給する場合には、当該適用年度の所得に対する法人税の額（この条、租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の五第二項、第三項及び第五項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、第四十二条の九、第四十二条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十二条第一項、第六十二条の三並びに第六十三条並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において同じ。）から、その支給する給与等の額のうち当該適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（当該給与等の額のうち他の者（当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額）の百分の二十に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該法人の当該適用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

2　前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一　第十七条の二又は第十七条の二の二の規定

二　第十七条の二又は第十七条の二の二の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定

三　第十七条の二又は第十七条の二の二の規定に係る第十八条の六第一項前段の規定によりみなして適用される租税特別措置法第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

四　前条の規定

五　租税特別措置法第四十二条の十二の規定

3　前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被災雇用者等」とあるのは「次条第一項に規定する避難対象雇用者等」と、同条第四項中「被災雇用者等」とあるのは「避難対象雇用者等」と読み替えるものとする。

4　第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第六十七条第三項中「第七十条の二まで（税額控除）」とあるのは「第七十条の二まで（税額控除）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第七十条の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）と、「この款」とあるのは「この款及び震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び震災特例法第十七条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）」とする。

5　第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十二条の四（同法第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九及び第四十二条の十一の規定の適用については、同法第四十二条の四第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条の三の二」と、同法第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項及び第四十二条の九第一項中「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二並びに震災特例法第十七条の三の二」と、同法第四十二条の十一第二項中「次条」とあるのは「次条並びに震災特例法第十七条の三の二」とする。

6　第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条の四第一項中「並びに前条の」を「、第十七条の二の二第二項及び第三項並びに前二条の」に、「及び震災特例法第十七条の三第一項」を「、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第十七条の三第一項の規定及び震災特例法第十七条の三の二第一項」に改め、「金額とし」の下に「、震災特例法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定にあつてはそれぞれ同条第二項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とし」を加え、「金額とする」を「金額とし、震災特例法第十七条の三の二第一項の規定にあつては同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額とする」に、「並びに第十七条の三」を「、第十七条の二の二第二項及び第三項、第十七条の三並びに第十七条の三の二」に改め、「第十七条の二第三項」の下に「若しくは第十七条の二の二第三項」を加え、「の規定を適用したならばこれら同項」を「若しくは第十七条の二の二第四項の規定を適用したならばこれらの規定」に改める。

第十七条の五第一項中「同項に規定する認定地方公共団体」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に改める。

第十七条の六第一項中「同項に規定する認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に、「同法の」を「東日本大震災復興特別区域法の」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に改める。

第十八条の三第一項中「同項に規定する認定地方公共団体（以下この項において「認定地方公共団体」という。）」を「認定地方公共団体（同法第四条第一項に規定する復興推進計画（以下この項において「復興推進計画」という。）につき同条第九項（福島復興再生特別措置法第四十九条又は第五十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第一号において同じ。）の認定（東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。第一号を除き、以下この項において「認定」という。）を受けた地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）」に、「同法第七条第一項に規定する認定復興推進計画」を「当該認定を受けた復興推進計画」に、「同法第四十条第一項」を「東日本大震災復興特別区域法第四十条第一項」に改め、「第二条第三項第二号イ」の下に「（福島復興再生特別措置法第四十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第一号中「東日本大震災復興特別区域法第四条第一項に規定する」を削り、「同条第十項」を「東日本大震災復興特別区域法第四条第九項」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　次に掲げる規定の適用を受ける事業年度

イ　第十七条の二又は第十七条の二の二の規定

ロ　第十七条の二又は第十七条の二の二の規定に係る第十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第五十二条の二第一項又は第四項の規定